

# 地方自治体による電力計画の策定に向けた一考察

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 室蘭工業大学
	公開日: 2014-03-26
	キーワード (Ja):
	キーワード (En): Japan's electricity policy, Local
	Government, Renewable Energy, Regional
	Environmental Right
	作成者: 小野, 悟, 永井, 真也
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2834



## 地方自治体による電力計画の策定に向けた一考察

その他(別言語等)	Research on the Electricity Planning of Local
のタイトル	Governments in Japan
著者	小野 悟,永井 真也
雑誌名	室蘭工業大学紀要
巻	63
ページ	93-98
発行年	2014-03-18
URL	http://hdl.handle.net/10258/2834

### 地方自治体による電力計画の策定に向けた一考察

小野 悟\*1, 永井 真也\*2

### Research on the Electricity Planning of Local Governments in Japan

Satoru ONO<sup>\*1</sup>, Shinya NAGAI<sup>\*2</sup>

(原稿受付日 平成 25 年 6 月 28 日 論文受理日 平成 26 年 1 月 24 日)

#### Abstract

Japan's electricity policy is under re-examination after the Great East Japan Earthquake and the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident. That accident spread invisible radioactive material in large quantities. Opposition to nuclear power generation has increased greatly. However, few are sure that renewable energy alone can replace nuclear power generation. Solar photovoltaic and wind power generation costs are high, and they are a relatively unstable source of energy compared with nuclear power generation and thermal power generation. In the near future, in order to develop renewable energy efficiently, the separation of electrical power production from the power distribution and transmission process will occur. When that happens, the electricity market will become much more competitive. Local governments will have to manage electric power themselves, and have to plan for a stable supply.

Keywords : Japan's electricity policy, Local Government, Renewable Energy, Regional Environmental Right

#### 1 はじめに

2011年3月11日の東日本大震災以降、福島第一 原子力発電所事故の影響もあって、わが国のエネ ルギー政策の方向性は見直しを迫られている。こ れまでのわが国のエネルギー政策は、2009年の「鳩 山イニシアチブ」で、2020年度までに1990年比で 二酸化炭素排出量25%削減を目標に掲げ、クリー ンなエネルギー源として原子力発電を推進してい

\*1 室蘭工業大学大学院博士前期課程公共システム工学 専攻平成 25 年 3 月修了 た。

しかし、震災後の新しいエネルギー政策の方向 性は、自然エネルギーを活用した再生可能エネル ギーの推進による原子力エネルギーからの脱却と 考えられる。象徴的なのは、2011年4月10日の神 奈川知事選挙での「かながわスマートエネルギー 構想」を掲げた黒岩知事の誕生である。創エネ、 省エネ、蓄エネの再生可能エネルギーを積極的に 推進するという政策に住民の支持が集まった。ま た、現在の原子力発電所の運転停止の状況下では、 ライフラインである電力への住民の関心は、さら に大きいと考えられる。

<sup>\*2</sup> 室蘭工業大学 ひと文化系領域

これまでにも先行研究として地域独占や料金設 定に係る研究(例えば、篠原総一・西村理・平山健 二郎(2003)参照)がなされており、電力市場の現 状に関する分析は先行研究によるものである。さ らに最近の研究では、政府の固定価格買取制度の 導入によって再生可能エネルギー導入への環境が 整ったので、馬上(2013)の再生可能エネルギー と地域経済に関する研究や、より具体的な諸富

(2013)の事例分析が行われている。本稿の新規 性として、条例や自治体計画の視点から分析を行 っている。本稿は、再生可能エネルギーに関する 条例を定めた先進自治体の動向を分析し、さらに 住民に近い地方自治体の責任としての電力供給へ の関わりへと議論を展開している。

#### 2 電力と自治体の関係

ライフラインである電力の重要性を、東日本大 震災は改めて認識させた。

私たちの生活に係るサービスは公共性を帯びて いるために、政府の厳しい規制の下で供給される。 その理由は、財の生産に大規模なインフラを必要 とする場合、そこでは「規模の経済性」が働いて 自然独占が発生し、独占利益が生ずるからである。 独占企業による独占利益を抑制するために、国や 地方自治体が直接に事業を行うこともある。

わが国では、民間事業者が電力事業者として供 給を担っており、政府は規制によって電力市場を コントロールしている。電力市場は全国10地域に 分割され、それぞれ1社が独占的に供給を行う「地 域独占」の状態にある。政府はライフラインであ る電力に独占の弊害が及ばないよう規制によって コントロールしている。規制によるコントロール は、電力以外にもガスや公共交通などインフラ関 連の分野で政策手法として用いられる。

これまでにも、自治体が電力供給に乗り出すこ とはあった。自治体は企業体を設立し、直接にサ ービスを提供することができる。設立の要件は地 方公営企業法の第3条に規定があり、「常に企業の 経済性を発揮するとともに、その本来の目的であ る公共の福祉を増進するように運営されなければ ならない。」というだけである。ここでの経済性と は黒字経営という意味で、税金からの赤字補てん は想定していない。黒字かつ公共の福祉に役立つ のであれば、公営企業の設立によるサービス供給 は可能である。

公営企業の事業種は第2条に、水道事業(簡易 水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自 動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業と ある。他に自治体立病院なども可能である。現在、 地方公営企業によって電気事業が行われているの は、都道府県の企業局などがダム発電を行ってい る場合である。

この地方公営企業法で電力事業が認められてい ることを広く解釈すると、以前から電力事業は地 方自治体が関与する公共的なサービスとして考え られているのである。

#### 3 電力市場と地域独占

独占禁止法の適用除外として、電力事業者に地 域独占が認められている理由は、規模の経済性が

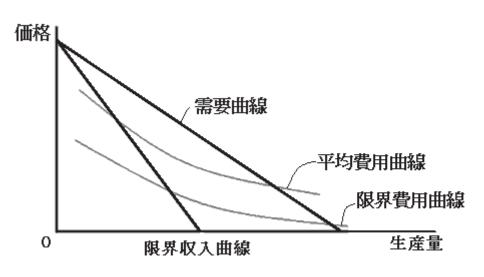


図1 費用逓減産業の平均費用曲線と限界費用曲線

働き、生産規模の拡大にともなって生産財 1 単位 当たりの限界費用が逓減するという特徴があるか らである。費用逓減産業(図1参照)では、常に 規模の大きい企業の生産コストが安く、先に市場 に参入した企業ほど規模が大きく有利であるとさ れている。最終的に、市場の淘汰を経て残った1 社の自然独占になる。わが国の電力市場でも、過 去に独占化が進んだ時期がある。橘川(2012)に よれば、明治の時代から昭和の戦前までの期間(と くに競争が激しかった 1907-1931 年) は、民間の電 力会社や公営企業が 600 社以上存在したこともあ ったが、1932年の電力連盟設立時には、五大電力 による寡占の状態になっていた。このことから、 電力の独占化は歴史的な事実である。その後、現 在の地域独占による電力供給体制となったのは、 戦後の GHQ によって全国九電力(沖縄を除く)へ と分割されてからである。

しかし、地域独占を認める背景となる規模の経済性について検証を行った根本(1992)では、アメリカの火力発電の規模の経済性は確認されているが、大規模な発電施設を備える日本の場合、規

模の経済性を確認しえていない。むしろ、電力業 界全体として送電部門の効率が有利に働いている ことを明らかにしている。

わが国の電力市場において、規模の経済性が確 認されていないのであれば、電力事業の地域独占 を認めずに、電力事業への自由な参入を認めるべ きである。一方、発電ではなく送電のほうに規模 の経済性があるならば、送電のみを規制の対象と すればよい。

わが国の電力行政は、制度上は地域独占を前提 にしてきたが、裏付けとなる規模の経済性の論拠 に乏しく、電力市場への新規参入を拒むべきでは ない。電力システム改革専門委員会で議論してい る発送電の分離による競争政策は妥当である。

#### 4 再生可能エネルギーへの取り組み

震災以後の原子力発電所の運転停止によって電 力の需給バランスが崩れ、計画停電の発生など、 電力という財の過少供給への対応が政府の課題と なっている。価格のコントロールの限界はその方

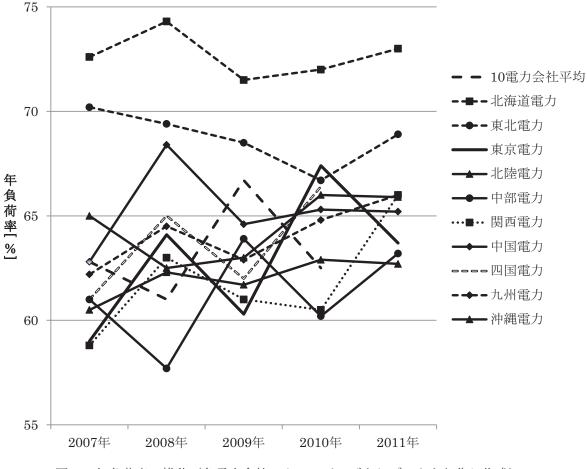


図2 年負荷率の推移(各電力会社のホームページよりデータを収集し作成)

式ゆえに明らかであり、他にできることといえば 需給バランスを崩さないよう消費者に節電を呼び かけるぐらいである。

資源エネルギー庁の資料では、原子力発電は常に 動かし続けるベース電源として、稼働ベースでは 全体の発電量の 30%を占めていた。

だが、発電能力では全体の20%に満たず、原子 力発電を停止させても、残りの80%の電源で電力 を賄うことになる。

図2は電力会社の年負荷率(年間の最大電力に 対する年平均需要電力の比率)の推移を表してい る。各電力会社は60-70%代の水準にあるので、 夏の需要のピーク時さえ乗り切ることができれば、 電力の需給バランスが崩れることはない。北海道 電力を除く9電力では夏場がピークであり、太陽 光発電などの再生可能エネルギーの普及が急務で ある。

再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取 制度が2012年7月に導入されて、まだ日が浅いこ ともあり、再生可能エネルギーへの対応は自治体 によって異なる。例えば、神奈川県の「創エネ、 省エネ、蓄エネ」のエネルギー政策は、創エネに よる電力供給の増加、省エネによるピークカット、 蓄エネによるピークシフトを行うものである。神 奈川県では、ピークに電力消費量が急増する時間 を乗り切るために、特に創エネに力を入れ、神奈 川県の全世帯の半分にあたる200万戸にソーラー パネルを設置するという計画しており、「かながわ ソーラーバンクシステム」(2011)と銘打って太陽 光発電を普及させようとしている。

神奈川県以上に資金面で太陽光発電を促進した 東京都は、国の補助金に加えて都や区も補助金を 設けており、例えば杉並区では標準的な 3.5kw タ イプを導入すると、補助金は合計 57.5 万円になる。

省エネとして、LED の普及だけでもかなりの効 果があり、また小まめな節電も呼びかけている。 節電にはリアルタイムで電力消費量と電力単価か ら電力コストを知らせるスマートメーターの導入 が効果的であり、欧米ではすでに普及している。 スマートメーターの導入後、ピーク時に高い電気 料金を設定すると、ピークの時間帯の消費が抑制 される。

補助金や固定価格買取制度等、個人のインセン ティブを刺激する国や各自治体の電力政策の効果 によりソーラーパネルの普及は進んでいる。

#### 5 再生可能エネルギーに関する条例の制定

再生可能エネルギーを推進するために条例を定 めた自治体は少なく、日南町 (2011)、大阪市 (2012)、 湖南市 (2012)、鎌倉市 (2012)、新城市 (2012)、 土佐清水市 (2013)、飯田市 (2013)、多治見市 (2013)、 唐津市 (2013) などがある。北海道内では、ニセ コ町が再生可能エネルギー導入検討委員会設置条 例 (2011)を設けている。

これらの自治体の条例の内容は、再生可能エネ ルギーを推進しようという点では同じであるが、 どこまでを再生可能エネルギーの範囲とするかに おいて違いがある。再生可能エネルギーとして条 例に記載されているものは、太陽光、太陽熱、風 力、水力、バイオマス、バイオエタノール、熱の 再利用である。

条例の制定で先行した日南町の再生可能エネル ギー促進条例は簡素な構成で、目的、定義、町の 責任、町民の責任、その他、の全5条だけである。 その後に定められた他市の条例では、再生可能エ ネルギーの定義、自治体、住民、事業者それぞれ の役割が記載され、次第に内容が充実してきてい る。

特徴があるのは、再生可能エネルギーの促進に 向けた「数値目標」のある計画の策定を条例に定 めている鎌倉市と新城市、再生可能エネルギーを 「地域の固有の資源」と定めている新城市と土佐 清水市である。

環境未来都市にも選ばれた飯田市の条例は、固 有の資源の概念を超え、再生可能エネルギーを利 用する権利を市民が有しているとして「地域環境 権」を提示した上で、(第3条に)「飯田市民は、 自然環境及び地域住民の暮らしと調和する方法に より、再生可能エネルギー資源を再生可能エネル ギーとして利用し、当該利用による調和的な生活 環境の下に生存する権利(以下「地域環境権」と いう。)を有する。」としている。さらに、地域環 境権を行使するための計画の策定や、飯田市再生 可能エネルギー推進基金の設置も定められている。 飯田市の条例は、再生可能エネルギーの推進を地 域の問題としている。

馬上(2013)は、地域の自然資源を活用したエ ネルギーとして再生可能エネルギーをとらえた場 合に、その地域に利益がもたらされるかどうかの 視点が欠けていると指摘する。「地域外から資本を 誘致し、土地を提供してメガソーラーが完成した としても、20年間の固定価格買取期間中に地元が 得る利益は微々たるものである」(p.191)ので、地 域のためになるよう「地域住民や企業がエネルギ ー事業の事業主となり、地元資本によって資源開 発がなされなければならない」(p.190)と述べてい る。再生可能エネルギー促進条例には、地域資源、 地元主体、地域の利益が盛り込まれなくては、地 域の活性化に結びつかない。

諸富(2013)は、飯田市の事例をコミュニティ・ ビジネスとしての電力事業と注目している。「その 第1の理由は、それが地域で経済(資金)循環を 形成していくことに資するからである。2012年7 月に導入された「再生可能エネルギー固定価格買 取制度」は、コミュニティ・ビジネスとしての電 気事業を可能にしてくれる千載一遇の機会である」

(p.9) として、地域の資源が地域に利益をもたら すシステムの構築の重要性を述べている。地域の 経済(資金)循環システムは、まさしく自治の問 題である。

再生可能エネルギーの普及方法は、個人のイン セティブの刺激から、自治体レベルでの地域の協 カへと広がりを見せている。

#### 6 オーストラリア・イラワラ郡の事例

オーストラリアは石炭の産地として有名で、石 炭火力発電所が多く、原子力発電所はない。だが、 石炭火力発電に対しては批判的で、地球温暖化な ど環境問題への意識の高まりもあって CO<sub>2</sub>の排出 に対する炭素税が導入されている。震災以後に再 生可能エネルギーへの意識が高まったわが国より も、早くから再生可能エネルギーの普及に取り組 んでいる。

ニュー・サウス・ウェールズ州のイラワラ郡で は、「イラワラ郡の環境による雇用拡大行動計画

(Green Jobs Illawarra Action Plan)」(2009)をイラ ワラ実行委員会(Illawarra Steering Committee)が作 成している。委員会は、ウロンゴン大学、イラワ ラ職業訓練所、南部の自治体、南海岸労働組合、 イラワラ商業組合、オーストラリア工業組合から 構成され、それらは地域の主な団体である。地元 自治体はメンバーの一員にすぎず、地域全体の協 力で環境問題に取り組んでいる。この地域では再 生可能エネルギーの導入に数値目標を設けている。

この行動計画には、再生可能エネルギーへの取り組みだけでなく、環境によるまちづくりまで幅 広く 20項目が盛り込まれている。環境にやさしい 住宅や公共物、風力発電、波力発電、コジェネレ ーション、スマートグリッド、大学との連携、環 境によい生産財のための労働者の教育、学校やコ ミュニティでの環境への実践といった内容である。 計画のタイトルにもあるように、環境に良い取り 組みを進めることで新しい雇用を創出しようと地 域レベルで取り組んでいる。

連邦制のオーストラリアと中央集権の日本では 行政の様式も異なるが、いくつかの自治体が先駆 的に環境への取り組みを条例化している段階のわ が国の状況に比べて、政策メニューも豊富で、地 域全体の問題としてパートナーシップによる運営 を行っていることは参考になる。

#### 7 結論と今後の課題

東日本大震災以後、固定価格買取制度によって、 再生可能エネルギーの導入は進んでいる。東京都 など首都圏では、個人や企業を対象とした補助金 による再生可能エネルギー促進政策をとっている。 こうした価格メカニズムによるインセンティブの 誘発政策は、個人や家計単位で取り組んだ方が早 く普及するので、電力需給がひっ迫している中で は最も有効な方法であるが、持続可能な地域社会 という意味では、自然エネルギーを利用する上で のルールを地域社会で策定することが必要である。

飯田市のように、地域のライフラインとしての 電力、また地域の資源としての再生可能エネルギ ーの活用に関わる問題に、自治体が主体的に取り 組む必要がある。将来的には、イラワラ郡のよう に地域全体の問題として、計画的に取り組むべき である。

ただ、現在の再生可能エネルギー普及への課題 は供給の不安定さであり、経産省が苫小牧で6万 kwhの蓄電施設の建設をうち出し、200億円をかけ 2014年度末までに完成する予定である。蓄電施設 にはコストの問題があるが、地域単位での蓄電施 設を普及させることは重要である。現在の諸自治 体の再生可能エネルギー促進条例には、蓄電の記 載がなく、地域のエネルギー問題に対応する計画 の策定もなく、地域の資源の活用に留まっている。 今後の自治体のエネルギー政策の課題として、蓄 エネへの取り組みがある。

さらに、課題として災害時の電力の問題がある。 固定価格買取制度では、個人の住宅の電力は余っ た分だけ売る契約になっているが、大口の電力供 給の場合は全量買い取りの制度になっているため に、災害時に電力会社の系統電力がダウンすれば、 再生可能エネルギーがあっても電力供給を受ける ことはできない。自治体が大口の再生可能エネル ギーへの取り組みに慎重である理由は、災害時の 電力として活用できないからである。

しかし、地方公営企業法にも認められている電 力事業は、自治体が主体的に供給を管理すべきも のであり、その意味も含めて積極的に、再生可能 エネルギーの促進と地域の電力計画を策定すべき である。特に計画停電の策定の権限は自治体が持 つようにして、積極的にライフラインを守る立場 に立つべきである。

わが国のエネルギー政策は、原子力発電の推進 から再生可能エネルギーの促進へと移行し、政策 の主な目的は、地域独占への規制によるコントロ ールから、個人・企業レベルでの再生可能エネル ギーの促進へと移り、今後は地域レベルでの集合 的な資源の循環システムの形成へと移行すると考 えられる。本稿では、国の電力政策が限界を迎え たなかで、住民への安定した電力供給には、地方 自治体の関与が不可欠であることを述べた。その 始まりとして、地方自治体は、まず電力計画を策 定するべきである。

#### 文献

- (1) 橘川武郎,電力改革 エネルギー政策の歴史的 大転換,講談社現代新書,2012
- (2) 根本二郎, 電気事業の規模の経済性:最近の研究の展望, 電力経済研究, No.31、p15-24、1992

- (3) 諸富徹,「エネルギー自治」による地方自治の 涵養~長野県飯田市の事例を踏まえて~,地方 自治,786号 2013, p2-29
- (4) 馬上丈司,地方自治体の再生可能エネルギー政策への取り組み,公共研究(千葉大学),9巻1号2013, p190-206
- (5) 篠原総一・西村理・平山健二郎, インタラクティブ・エコノミクス, 有斐閣, 2003, p221-225
- (6) 黒岩祐治,地産地消のエネルギー革命 もう原発には頼らない,PHP 新書, 2011
- (7) 電気料金研究会,市民の電気料金 制度改正と その仕組み,電力新報社,1999
- (8) 佐高信,電力と国家,集英社,2011
- (9) 矢島正之,電力政策再考 エネルギーの市場自 由化・環境問題の解決・供給保障の整合性確保 のために,産経新聞出版,2012
- (10) 植田和弘・梶山啓司,国民のためのエネルギー 原論,日本経済新聞社出版社,2011
- (11)高橋洋,電力自由化 発送電分離から始まる日本の再生,日本経済新聞社,2011
- (12) Laurits R. Christensen and William H. Greene, Economies of Scale in U.S. Electric Power Generation, Journal of Political Economy, Vol. 84, No. 4, Part 1(1976), p655-676
- (13) John Farrell, Renewable energy economies of scale are b.s., http://grist.org/article/2010-11-12-renewable-energ y-economies-of-scale-are-b-s/ (2013.10.28)